



2026年5月29日
株式会社山梨中央銀行
株式会社静岡銀行
株式会社八十二長野銀行

「大規模災害発生時の預金払戻にかかる相互支援協定」を締結しました

株式会社山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）、株式会社静岡銀行（頭取 八木 稔）、株式会社八十二長野銀行（頭取 松下 正樹）は、「大規模災害発生時の預金払戻にかかる相互支援協定」を締結しました。

本協定は、隣接する3県を主な営業エリアとする3行が、大規模災害発生時に相互に連携して預金の払戻しに応じることができるよう対応するものです。

今後も、大規模災害発生時においても必要な金融サービスを継続的に提供することで、地域の皆さまの安心・安全な生活と地域社会の安定に貢献してまいります。

【本協定の概要】

締 結 日	2026年5月29日（金）
目 的 等	<p>○営業エリアが隣接する3行は、南海トラフ地震や富士山噴火等の大規模災害が発生した場合においても、各行が安定的に金融機能を提供できるよう、相互に支援・協力することを目的として、本協定を締結しました。</p> <p>○今後は、本協定に基づき、被災銀行からの要請、または協定締結金融機関の判断により、預金者に対する預金の払戻し支援を速やかに開始します。</p> <p>○具体的には、3行の営業エリア内が被災地または避難地となった場合、近隣に取引金融機関の店舗がない場合であっても、1口座当たり1日10万円を限度として、協定締結金融機関の店舗において預金の払戻しが可能となります。</p> <p>※ 大規模災害等とは、最大震度6弱以上の大規模地震、津波、大雨、洪水、噴火等の災害の発生、新型コロナウイルス等の感染症法上の指定感染症のまん延、テロ等を要因として、営業地域における金融機能の維持に大きな支障が想定される事態。</p>
業務フロー図	<p>大規模災害発生時の預金払戻し依頼</p> <p>お客さま</p> <p>「受付銀行」</p> <p>本協定締結金融機関</p> <p>払戻し内容の連絡</p> <p>お客さまの取引銀行</p> <p>預金の払戻し</p> <p>払戻し可否の連絡</p> <p>(払戻し可否の判断は取引銀行が行う)</p>

以上